

R7年度奈良県地域医療対策協
議会で議論いただきたい主要項目
及び日程について

R7年度 地域医療対策協議会の実施スケジュール(案)

協議事項	8月	12月	2月
【協議事項0】 県保健医療計画について			
【協議事項1】 国への意見具申(医師法第16条の10) (例)専門研修のシーリングについて	<ul style="list-style-type: none"> ・R8年度募集におけるシーリング案 ・シーリング案や専門研修制度についての国への意見提出(8月下旬に国報告) 		
【協議事項2】 県費奨学生医師の配置について	<ul style="list-style-type: none"> ・R7年度の配置計画案(下期変更分)について 		<ul style="list-style-type: none"> ・R8年度の配置計画案の決定 ・制度改正について
【協議事項3】 へき地診療所への医師の配置について		<ul style="list-style-type: none"> ・R8度のへき地勤務医師等の配置計画について 	
【協議事項4】 臨床研修制度について			<ul style="list-style-type: none"> ・R9年度研修開始の臨床研修病院ごとの募集定員の決定 (4月に国報告) ・臨床研修病院の指定について (新規がある場合)
【協議事項5】 医学部の臨時定員について			<ul style="list-style-type: none"> ・R9年度臨時定員の協議について(地域枠の定義の確認)
【協議事項6】 医師の働き方改革について			<ul style="list-style-type: none"> ・特定労務管理対象機関の指定 (新規対象医療機関がある場合)

※法定の協議事項

※なお、各回の内容については、国からの情報提供の時期等により、多少前後することがあります。

【協議事項1】医師確保に関する制度変更に対する意見具申について

第1回予定

制度概要

近年は、専門研修制度について

(1) 専門研修制度の概要

- 臨床研修を終えた後、個別の診療科別の専門医資格を取得するために行う研修(3~5年)
- H30年度からは、専門医の質の担保を目的として統一的基準に基づき、日本専門医機構が病院、診療科毎の研修プログラムを認定する「新専門研修制度」がスタート
 - ・令和7年度の県内のプログラム認定状況は15病院53プログラム、専攻医登録状況は113名

(2) 医師多数県・診療科に対する専門研修定員上限設定(シーリング)

- 国により、医師多数県の研修プログラムの募集定員の上限を設定(シーリング)
 - ・本県は令和9年度よりシーリング対象となる診療科が生じる見込み
- 例年7月上旬、国から各都道府県に対する、翌年度の専門研修プログラムの定数について情報提供・確認依頼を受けて、県は地域医療対策協議会で協議の上、**国へ意見を提出**

R7年度の協議事項

・医師の研修制度の変更に際する都道府県知事からの意見具申内容の審議(医師法第16条の10)

- (1) R8年度専攻医募集におけるシーリング案に関すること
- (2) シーリング案や専門研修制度についての国への意見提出

スケジュール(予定)

7月上旬	国から県に対して、R8年度に研修を開始する専門研修プログラムについて情報提供・確認依頼
8月下旬	第1回地域医療対策協議会における協議 <ul style="list-style-type: none">・R8年度専攻医募集におけるシーリング案に関すること・専門研修制度について国への意見提出
8月下旬	知事から国に対して意見提出
9月	国(医道審議会医師専門研修部会)が都道府県の意見を集約の上、日本専門医機構に提出
10月	R8年度専攻医の募集開始

【協議事項2】県費奨学生医師の配置について

第1回及び第3回予定

制度概要

- 本制度では、大学在学中の6年間に修学金を貸付け、大学卒業後、特に医師が不足する特定の診療科やへき地診療所に一定期間勤務(貸付期間の1.5倍に相当する期間)することで、返還債務を免除

【緊急医師確保修学資金貸付金】 県立医科大学の※地域枠入学生を対象(R7年度は15名に新規貸付)

【医師確保修学資金貸付金】 県内外の医学生を対象 (H30年度から新規貸付停止)

※地域枠入学生は、別枠で入試を実施

対象の診療科等：小児科、産婦人科(産科含)、麻酔科、救急科、総合診療科、外科、脳神経外科、
総合内科分野、児童精神分野、救命救急センター、へき地の公的医療機関
※外科は、心臓血管外科、呼吸器外科、消化器外科、小児外科、乳腺外科に限る

義務期間中の勤務先：県内の公立公的医療機関

R7年度の協議事項(予定)

第1回協議事項

- ・R7年度の県費奨学生医師の配置(変更)について

第3回協議事項

- ・R8年度の県費奨学生医師の配置計画について
- ・制度改革について(対象医療機関及び診療科の見直し) (※通常は案件なし)

スケジュール(予定)

8月下旬 第1回地域医療対策協議会における協議
・ R7年度の県費奨学生医師の配置(変更)について

1~2月頃 県費奨学生配置センター運営委員会において協議・調整
・ R8年度の県費奨学生医師の配置計画案

2月頃 第3回地域医療対策協議会における協議
・ R8年度の県費奨学生医師の配置計画案の決

【協議事項3】へき地診療所への医師の配置等について

第2回予定

現在の状況

- 奈良県内にへき地診療所は**2市10村に16か所**(R7年4月時点)
- 県内のへき地診療所においては、医師の高齢化等により村雇用医師だけでは地域医療の維持が難しいため、自治医科大学卒業医師の派遣やへき地医療拠点病院等によるグループ診療により、充足を図っている。

【令和7年度のへき地診療所の医師配置状況】

- ・村雇用による医師の配置 … 6箇所
- ・自治医科大学卒業医師を配置 … 6箇所
- ・へき地医療拠点病院等によるグループ診療 … 4箇所

- 地域医療対策協議会において、へき地診療所における医師の配置や診療体制について審議

※自治医科大学 = ・へき地や離島の医療の確保を目的として、全国の都道府県が共同して昭和47年に設置
・自治医大卒業医師は、大学在学中の6年間の学費を免除する代わりに、4年間のへき地等での勤務を含め9年間、県内の公的医療機関での勤務義務あり

R7年度の協議事項(予定)

- ・R8年度のへき地勤務医師等の配置計画について

スケジュール(予定)

- | | |
|------|---|
| 8月中 | 市村及び自治医科大学卒業医師等に対する意向聴取 |
| 10月頃 | 県とへき地医療支援機構の協議・調整
・ R8年度の配置計画案 |
| 12月頃 | 第2回地域医療対策協議会における協議
・ R8年度のへき地勤務医師等の配置計画の決定 |

制度概要

- 医師として診療行為に従事するためには、医学部卒業後に研修医として2年間臨床研修病院で臨床研修することが必要
- 毎年12月頃に、翌々年度に研修を開始する都道府県ごとの募集定員が国から示されるのを受け、「奈良県臨床研修協議会」(県内臨床研修病院と県で設置)により、各病院への定員配分案を調整

R7年度の協議事項(予定)

- ・R9年度に研修を開始する臨床研修病院ごとの臨床研修定員の決定
- ・臨床研修病院の指定について(新規指定がある場合)（※通常は案件なし）

スケジュール(予定)

- | | |
|-------------|--|
| 12月頃 | ・国から県に対して、R9年度に研修を開始する都道府県ごとの募集定員の上限提示 |
| 12月
～1月頃 | 奈良臨床研修協議会において、臨床研修病院ごとの募集定員案の調整 |
| 2月頃 | 第3回地域医療対策協議会における協議
・R9年度研修開始の臨床研修病院ごとの募集定員の決定 |
| 4月末 | 臨床研修病院から県に対して、
臨床研修プログラム変更届の提出 |
| 8月頃 | 臨床研修マッチング登録開始 |

【協議事項5】医学部の臨時定員について

第3回予定

制度概要

- 本県では平成20年度から国の医学部臨時定員枠の増員の方針を活用し、医学部の定員を増員してきた（臨時定員）（H20年度、H21年度5名 H22年度から15名）
- 当該増員分については、卒後に特定の地域や診療を行うことを条件とし、奨学金を貸与する選抜枠を設置（地域枠）
※ 県では当該枠での入学者に対し、卒業後貸与期間の1.5倍の期間（臨床研修期間を含む）、知事が指定する医師が不足する医療機関等で医師業務に従事することにより債務を免除する「緊急医師確保修学資金制度」を設置（協議事項5参照）
- 令和7年度以降は、国の方針により本県を含む医師多数県について臨時定員の削減が示されたが、本県においては奈良医大及び厚労省・文科省と協議のうえ、削減された枠と同数を恒久定員から振り替え、15名の貸付を維持

【参考】令和7年度 資金貸与枠15名（臨時定員12名、恒久定員3名）

奈良県立医科大学（定員112名）		
収容定員の種別	恒久定員 100名	臨時定員 12名
地域枠等の種別	一般枠 75名	地元出身者枠22名 地域枠※3名 地域枠※12名

※地域枠

- ・大学が、卒後に特定の地域や診療を行うことを条件とした選抜枠を設け、他の入学者と区別して選抜を行う仕組み（国の定義）
- ・本県では、この地域枠に対して「緊急医師確保修学資金」を貸与

R7年度の協議事項(予定)

- ・R9年度医学部臨時定員の協議について

スケジュール(予定)

- 月頃 国により医学部臨時定員に関する定員の方針発表
- 2月頃 第3回地域医療対策協議会における協議
 - ・R9年度医学部臨時定員数について協議

【協議事項6】医師の働き方改革について

第3回予定

制度概要

○R6年4月1日から、医師についても労働基準法による時間外労働の上限規制が適用

地域医療等の確保

医療機関が医師の労働時間
短縮計画の案を作成
評価センターが評価
都道府県知事が指定
医療機関が
計画に基づく取組を実施

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休憩時間の確保
A (一般労働者と同程度)	960時間	義務	努力義務
連携B (医師を派遣する病院)	1,860時間 ※2035年度末 を目標に終了		義務
B (救急医療等)			
C-1 (臨床・専門研修)	1,860時間		
C-2 (高度技能の修得研修)			

医師の健康確保

面接指導
健康状態を医師がチェック
休憩時間の確保
連続勤務時間制限と
勤務間インターバル規制
(または代償休憩)

○上記のうち、連携B・B・C-1・C-2水準の医療機関は特定労務管理対象機関に該当し、県による指定が必要

R7年度の協議事項(予定)

- 特定労務管理対象機関(BC水準)の指定について(新規対象医療機関がある場合)

スケジュール(予定)

- 4月 医師の時間外労働の上限規制が適用開始
- 4月以降 BC水準の指定を目指す医療機関が医療機関勤務環境評価センターに医師労働時間短縮計画を提出
医療機関勤務環境評価センターでの評価後に、医療機関が県に指定申請書を提出
- R8年2月
- 第3回地域医療対策協議会における協議
特定労務管理対象機関(BC水準)に係る指定
 - 医療審議会で意見を聴取したうえで、医療機関に指定結果を通知